

今までの発言の骨子のまとめ

- 1 民事上の損害額を国(行政)が被害者に支払ったり立替払いをする実体法上の義務はない

補足説明 この点について争いはないと思う

- 2 民事上の損害賠償額を国が立替払いをする制度とそれを可能とする法(補償法)の制定の必要性とその根拠

- ① 必要性

債務名義を取得しても、加害者から支払いを受けられず、また執行もできない現実がある

- ② 根拠

犯罪被害者等基本法に基づく、個人の尊厳にふさわしい処遇を受ける権利、もとの平穏な生活に戻る権利があり、これを保障する必要があるところ、国にはその責務(義務)があることが根拠となる。

なお、国が直接損害額を賠償する制度の創設は、現在の法制度(損害賠償の第一次的責任は加害者である)を根底から覆すものであり、基本法から導いた国の責務(義務)から根拠づけることは難しい。

補足説明(生活保護法について)

生活保護法による保護は、生活に困窮する者の最低限度の生活を保障するもので、要保護者の不足分を国が補うもので、国に実体法上の支払い義務があるから法が制定されているものではなく、憲法25条が保障する権利保障のため、国には、憲法25条によりその責務(義務)があるからである。

- 3 立替払い制度のスキーム

- ① 原則債務名義が必要(北欧も同様)

- ② しかし、債務名義が取得できない場合(加害者不明、加害者に責任能力がない等)、不公平となるので、民事の損害額を国が裁定し、支払う。

- ③ ①②との間では、①は立替払いであり、国が加害者に求償するが、②は補償となり、加害者に求償できないので法的性質は異なる。

債務名義を取得できない場合の手当は必要不可欠であり、公平性から

仕方がない。

- ④ 上限を設ける（財源、国民の理解の観点から）
- ⑤ 仮給付制度を設ける（債務名義を必要とする限り時間がかかるので必須）
- ⑥ 実施主体は独立の部署、機関

4 財源

一般財源

罰金、課徴金には問題点が多い。

北欧も一般財源である。

財源規模感

国民1人当たりの負担200円くらいが一つの目安になるのではないか。

補足説明

現在国民1人当たりの負担は約16円

犯給金の支給平均は700万円

仮に

国民1人あたりの負担を10倍にすると160円

支給平均は7000万円

当然、上限をどう設定するかにかかっていることは言うまでもない。

- 5 立替払制度の導入は加害者の損害賠償支払責任の第一次責任を明確にし、個人ではなく国が確実に求償することにより、加害者が責任を必ず負うことになる。
- 6 損害の賠償を受けることは、利得を得るものではなく、損害の回復を受けるだけであり、あり得べき状態に戻るに過ぎない。